

原子力規制庁記者ブリーフィング

- 日時：令和6年1月12日（金）14:30～
- 場所：原子力規制委員会庁舎 記者会見室
- 対応：吉野長官官房総務課長

<本日の報告事項>

○司会 それでは、定刻になりましたので、ただいまから1月12日の原子力規制庁定例ブリーフィングを始めます。

○吉野総務課長 報道官の吉野です。

原子力規制委員会の広報日程について御説明いたします。

まず、2の審査会合、会計などについてです。

1月16日に、第5回設計・建設材料及び溶接に係る日本機械学会の規格の技術評価に関する検討チームが開催されます。対応は田中委員です。

議題は「設計・建設、材料及び溶接に係る日本機械学会の規格の技術評価について」です。

原子力規制委員会では、効率的に審査や検査を行うために、設計や検査の手法について、あらかじめ民間規格の妥当性を確認しまして、個別の審査や検査では、その妥当性が確認された民間規格に設備等に基づいて設置されているかどうかということを確認しております。現在は、2020年に日本機械学会が改定いたしました溶接規格・設計建設規格・材料規格の3つについて妥当性を確認するための技術評価を行っているところです。16日には、この3つの規格について、日本機械学会に説明を依頼していた項目に回答がありましたことから、その回答を踏まえた議論を行うこととなっております。

次に、3番の案件です。同じ日、1月16日火曜日に1218回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合が開催されます。対応は杉山委員です。

議題1は「東北電力株式会社女川原子力発電所及び東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所の原子炉施設保安規定の審査について（AOT等の変更）」です。

各原子力施設の保安規定では、運転上の制限を逸脱した場合に取るべき措置と、その措置を完了すべき時間が定められております。11月21日の同じ審査会合で、BWR（沸騰水型原子炉）の保安規定変更に係る基本方針について、これまで対応を補完するような自主設備が備えられている場合に、この措置を完了すべき時間を長く設定するというのを認めるかどうかということを経験いたしました。

その結果、自主設備があることを理由として時間を延ばすことはしないという結論になっております。これを受けて、女川原子力発電所、柏崎原子力発電所の保安規定の該当部分の審査を行うものでございます。

議題の2は「BWRの保安規定変更に係る基本方針について」です。

議題の1で、AOT（許容待機除外時間）の変更について、2つの原子力施設について具体的な議論を行いますので、それを踏まえまして、事業者が今度は共通で定めております保安規定変更に係る基本方針の文言をどのようにするかということについて議論を行うという予定となっております。

1月18日には、第33回原子力発電所の高経年化技術評価に係る審査会合が開催されます。対応は金城長官官房審議官です。

この日は、3つの原子力発電所について高経年化技術評価に係る審査が行われます。九州電力株式会社玄海原子力発電所3号炉については、30年超の審査を行います。本件は、23年3月に申請が行われておりまして、11月2日の会合でおおむね説明が終わっております。今回は規制庁からの質問に対する回答が提出され、審議が行われる予定となっております。

四国電力株式会社伊方原子力発電所3号炉についても、30年超の審査となっております。これは、23年11月1日に申請が行われておりまして、今回が初回の審査となっております。

関西電力株式会社高浜原子力発電所1号炉については、50年超の審査となっております。これは、昨年、23年11月2日に申請が行われておりまして、今回が初回の審査となっております。

1月19日には、1219回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合が開催されます。対応は石渡委員です。

議題は「北海道電力株式会社泊発電所3号炉の基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価について」です。

泊発電所については、6月9日に基準地震動が決まっておりますので、その地震動を踏まえた地盤の安定性について審査を行います。19日は原子炉建屋や取水施設など、耐震重要施設を設置する基礎地盤の安定性について審査が行われる予定となっております。

本日の案件は以上です。

<質疑応答>

○司会 皆様からの質問をお受けします。いつものとおり所属とお名前をおっしゃってから質問のほうをお願いいたします。質問のある方は手を挙げてください。

よろしいでしょうか。

それでは、本日のブリーフィングは以上としたいと思います。ありがとうございました。